

(15) 有限会社マルヨシ

ア. 事業者の概要とラベリングの実施

(ア) 事業者の概要

(有) マルヨシは平成8年に設立された愛媛県八幡浜市に位置する製材工場である。資本金は300万円で、従業員は8名である。

年間原木消費量は5000 m³で、スギ、ヒノキが半々である。原木の仕入れ先は県内の原木市場が中心だが、一部高知県からも入れている。製品量は3000 m³で、主製品はヒノキ・スギの小角製品、乾燥加工ラス板だが、この他神社の御札・積木等小物類や木質ホワイトペレットなども製造している。製品出荷先は県内の製品市場と問屋が中心だが、一部関西へも出荷している。年間売上高は1億3千万円である。

当社は「愛媛県産材製品市場開拓協議会」の会員でもあり、今後、新たな市場開拓へも取り組む意向である。



写真2 (15) 1

(イ) ラベリングの実施

①ラベリング製品の内容

今回、ラベリング製品としたのはヒノキ3m・4mの小角製品50 m³であり、大阪市の木材加工業A社と県内の材木問屋B社に販売流通させた。

②ラベリングの実施

ヒノキ3m・4mの小角製品50 m³を45梱包に収め、合法木材表示シールを梱包の表側と裏側に各々1枚ずつ貼付した。シール貼付の作業は製材現場の作業員により実施され、作業時間は60分程である。



写真2 (15) 2

③ラベリング製品の原材料調達と合法性の証明

(有) マルヨシの製材用原木は全て原木市場からの仕入れであり、県内を中心に一部高知県からも仕入れている。今回のラベリング製品対象の原木は県内の原木市場からである。調達した原木は全て合法木材としており、その証明として請求書への「この原木は持続可能な森林より合法的に伐採されたものであることを証明する。」といった記載をあげている(資料参照)。また、入荷の際、通常、合法性証明の確認をしている。このように、当社では仕入れ原木は全て合法木材と認識していることから、原木置場や製品倉庫での分別管理や付随しての文書管理は必要ないとしている。販売先への合法性証明については、通常、納品書に合法性木材証明のゴム印「この木製品は、合法的に伐採された木材のみを原料としています。」を押印したもので対処している(資料参照)。また、取引先からの要求があれば合法性を証明した出荷証明書を出している(資料参照)。

イ. ラベリング製品の販売と合法木材表示の意義

(ア) 販売先の位置づけ

今回の(有) マルヨシのラベリング製品の販売先はA社、B社の2社である。大阪市にあるA社は木材加工販売業として木材の高次加工分野では老舗の位置を占めており、防腐防蟻土台を中心に、エクステリア製品、車輦用床板等を製造し、年間売上高 95 億円をあげている。県内のB社は材木問屋としてヒノキ・スギの柱、土台等を中心に年間 3 万 m^3 近くを取り扱い、年間売上 15 億円を達成している。また、B社も「愛媛県産材製品市場開拓協議会」の会員である。

(イ) ラベリング製品の取り扱いと流通

ラベリング製品の流通に関して事前に、(有) マルヨシからA社、B社に対し電話により合法木材シール貼付製品の流通への協力依頼がなされている。

ラベリング製品の流通は次のようである。(有) マルヨシからA社への梱包の表側と裏側に各々1枚ずつシールを貼付されたヒノキ 3m・4mの小角製品 25 梱包 (1792 本・25 m^3) はA社で開梱され、その中 22 梱包分 (1600 本) は防腐加工され、他の製品パーツと混合されてウッドデッキ用として販売された。B社へのヒノキ 3m・4mの小角製品 20 梱包・25 m^3 はそのままの荷姿で関西、中京圏の木材販売業へ流通していった。

(ウ) ラベリングへの意見・可能性

(有) マルヨシでは、ラベリング製品の流通拡大を通じて非合法木材がなくなるのであれば実施す

る意義はあるとしている。また、木材調達・供給面では合法木材のラベル表示のあるなしで市場での存在価値が違ってくるとを予想し、ラベル表示は存在価値を増すことになり有効であるとしている。さらにこうしたことを踏まえて、ラベリング表示木材の拡大に向けてラベル表示木材を一層 PR し、持続可能な森林資源の保全に貢献したいと積極的な対応姿勢を示している。

A社では、今回のラベリング実施は木材業界の PR になって良かったと評価している。今後、ラベリングが本格化した時に、川上で貼付されたラベルが加工や開梱等で失われたときにはシールもしくはインクジェット方式により再表示するとしている。また、合法木材にラベル表示が行われることは木材産地をより意識することに繋がり、集荷選択肢の判断に役立つとしている。さらに、現在、産地ごとに製品置場を分別しようと試行しているので、入荷するものが全て合法木材になれば分別管理も楽になるだろうとプラス面を評価している。

ウ．合法木材表示の問題点と課題

合法木材ラベリング実証の取り組みでの問題点・留意点として、(有) マルヨシからはラベリング実施用のシールの枚数が少なかった。もう少し増加させて貼付・流通させる必要を感じると問題点が指摘されている。

今後の課題として、A社から次の点があげられている。合法木材ラベリングで今回は梱包貼付がなされたが、それでは開梱された時点で合法性証明が失われる。当社ではすでに様々な認証シール等を製品に貼付している。例えば不燃木材は個別の製品ごとに国土交通省の認証取得した認定番号表示をバーコードシールで貼付したり、防腐土台製品には永久認証・薬剤の種別・JAS マーク等をスタンプ表示などしている。このように、合法木材の表示も製品 1 本ずつへの対応が可能ではないだろうか、検討すべきであると課題提起がなされている。

796-8035
八幡浜市若山2-15

(有) マルヨシ 殿

買主コード 101

28年 10月 31日
911回市

ご 請 求 書

【原木】

請求書No. 14

当市売上高	積込料
訂正高	
荷消費税	
	他消費税
小計	
請 求 額	
円	

売上材積 162.535
売上本数 3,714
訂正材積
訂正本数

次回市日
11月 16日

振込先 四国銀行 宇和島支店
伊予銀行 宇和島支店
伊予銀行 近永支店

今回市:記号はJ印です。
次回市:11月16日に開催致します。皆様方、多量のお買上をお願い致します。

市回数	樞番号	樹種	摘要	長さ	末口	本数	材積	空本	売	単価	金額
911	10	桧	直	4.00	11	124	5.952		本1		
					12	178	10.324				
					計	302	16.276				
* 911	20	桧	直	4.00	11	36	1.728		本1		
					12	65	3.770				
					計	101	5.498				
911	37	桧	直	3.00	11	141	5.076		本1		
					12	444	19.092				
					計	585	24.168				
911	43	桧	直	3.00	9	215	5.160		本1		
					10	312	9.360				
					計	527	14.520				
* 911	47	桧	直	3.00	11	144	5.184		本1		
					12	360	15.480				
					計	504	20.664				
911	53	桧	直	3.00	9	163	3.912		本1		
					10	283	8.490				

備考 認定番号 全市連 380-02
この原木は持続可能な森林より合法的に伐採されたものであることを証明する。

納 品 書

No. _____

越 丹 木 材 工 業 株 式 有 限 公 司

有 限 公 司 マ ル ヨ シ

2023年 12月 1日

〒796-8035 八幡浜市若山2の15
TEL(0894)24-4331・24-6991
FAX(0894)24-0118・24-6995

下記の通り納品申し上げます

品 名	材	等級	形 体			数量	単価	備考
			長さ	厚	巾			
杉角	杉	特一	2000	40	85	1600	✓	1本入
杉角	杉	特小	2000	67	67	1600	✓	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 認定番号愛媛県木協第16号 この木製品は、合法的に伐採された 木材のみを原料としています。 </div>								

出 荷 証 明 書

平成23年 1月19日

御中

八幡浜市若山2番耕地15番地
有限会社 マルヨシ
代表取締役 井上 剛



八幡浜市 港整第8号工事に伴う製品を、下記明細のとおり、愛媛県産原木にて製材したこと並びに合法木材であることを証明いたします。

記

品 目 : デッキ材
 資材名 : 杉材 (床板)
 W180mm×H45mm×L2000mm 775本
 杉材 (床板)
 W180mm×H45mm×L3000mm 775本
 杉材 (根太)
 W120mm×H120mm×L3000mm 506本

合法木材認定印

認定番号愛媛県木協第16号
 この木製品は、合法的に伐採された
 木材のみを原料としています。